

## 議案第66号

### 財産の取得について

GIGAスクール構想の実現に向け、小中学校におけるICT環境の整備を図るため、タブレット端末を活用した授業で使用する電子黒板等を購入するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年小松島市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年7月16日提出

小松島市長 中山俊雄

購入物品	電子黒板等
購入予定価格	13,987,600円
内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子黒板 34台 10,030,000円</li> <li>・実物投影機 34台 2,686,000円</li> <li>・消費税 1,271,600円</li> </ul>
購入の相手方	<p>徳島県小松島市横須町12番70号</p> <p>モリオカ事務用品</p> <p>代表者 森岡 博幸</p>
納入期限	令和3年10月29日